

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会  
役員及び評議員等に対する報酬等に関する規程

平成29年3月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員及び評議員等の報酬並びに当法人業務に携わったときの諸経費について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、当法人の理事及び監事をいい、評議員等とは、当法人の評議員及び各種委員会の委員をいう。

(報酬)

第3条 理事及び評議員等（評議員選任・解任委員会の委員を除く。）は無報酬とする。

2 監事及び評議員選任・解任委員会の委員が当法人の次の業務に従事したときは、報酬を業務終了後口座振込みで支給する。

(1) 監査に従事した監事に対して、1日あたり2万円の報酬を支給する。

(2) 評議員会及び理事会に出席した監事に対して、1日あたり5千円の報酬を支給する。

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した委員に対して、1日あたり5千円の報酬を支給する。

3 前項第3号に規定する委員会において、法人本部事務局職員または施設職員を兼務する者には、報酬は支給しない。

(交通費)

第4条 役員及び評議員等が、理事会、評議員会、監査及び各種委員会へ出席した場合は、次のとおり交通費を支払う。

(1) 交通機関申出書（別紙1）及び口座振込依頼書（別紙2）に従って、自家用車の場合は1kmあたり37円、鉄道又はバスの場合はその実費を会議終了後口座振込みで支払う。

2 前項の定めにかかわらず、法人本部事務局職員または施設職員を兼務する者には、交通費は支給しない。

(日当)

第5条 役員及び評議員等が、理事会、評議員会、監査及び各種委員会へ出席した場合又は会長が専決事項に係る決裁等に従事したときは、1,000円の日当を業務終了後口座振込みで支給する。

- 2 前項の規定において、法人本部事務局職員または施設職員を兼務する者には、日当は支給しない。
- 3 監査、評議員会及び理事会に出席した監事には、報酬のみを支給し、日当は支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員等が、理事会、評議員会及び各種委員会へ出席した場合に支出した印刷費などの諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって、実費を口座振込みで支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が、理事会、評議員会、監査及び各種委員会へ出席した場合以外の出張旅費は、原則として交通費、宿泊費及び日当に区分する。

- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、バス賃に要した費用を旅行終了後口座振込みで支給する。
- 3 宿泊費は、宿泊に伴う室料、付随する税及びサービス料とし、実費を旅行終了後口座振込みで支給する。
- 4 日当は、1, 300円を旅行終了後口座振込みで支給する。
- 5 県内を用務地とする旅行については、日当を支給しない。
- 6 その他出張中において用務に支出した通信費などの諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を旅行終了後口座振込みで支払う。
- 7 法人本部事務局職員または施設職員を兼務する者への出張旅費は、当法人旅費規程により支給する。
- 8 第2項及び第3項の規定にかかわらず、パック旅行（交通費と宿泊料の額が区分出来ない商品を利用する旅行をいう。）を利用する場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この規程で定めるもののほか、役員及び評議員等に対する報酬等について必要な事項は、会長が別に定める。

附則（平成29年3月17日）

- 1 この規程は、平成29年3月17日から施行する。
- 2 ただし、第3条第2項に定める報酬の額は、評議員会の決議後に支給するものとする。

(別紙1)

交通機関申出書

用 務 名		(平成 年 月 日)
役員及び評議員等の氏名		
交通機関区分 ＜該当区分に○ と内容を記載し てください＞	自家用車	( 自 宅 ) から ( 会 場 ) まで ( ) から ( ) まで
	鉄 道	駅名 ( ) から ( ) まで 駅名 ( ) から ( ) まで ※特急列車利用 (片道80km以上の乗車) する ※急行列車利用 (片道40km以上の乗車) する 駅名 ( ) から ( ) まで
	バ ス	バス停名 ( ) から ( ) まで バス停名 ( ) から ( ) まで ※参考までバス賃を記入願います ( ) 円 ( ) 円
	上記以外	
備 考	①バスと鉄道等複数の交通機関を利用する場合は、それぞれの欄に記入してください。 ②特急・急行列車を利用した場合は、その都度事務局に申し出てください。	

(別紙2)

口座振込依頼書

役員及び評議員等の氏名		
本人名義 指定口座  <該当区分に○ と内容を記載し てください)	銀行等名	
	支店名	本店・( )支店
	種類	普通・当座・貯蓄・その他
	口座番号	
	ふりがな 口座名義	
備考	①銀行、農協、郵便局など全ての金融機関が該当します。 ②指定した口座を今後変更する場合は連絡ください。	